

(昭和37年条例第28号)

最終改正 平成21年3月31日

(設置)

第1条 商工業の振興に関する総合的な対策を樹立し、その円滑な推進を図るため、知事の附属機関として、北海道商工業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、商工業の振興に関する重要事項を調査審議し、又は意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。ただし、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

- 2 委員及び特別委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 知事は、特別の理由があるときは、任期中であっても、委員を解任し、又は解嘱することができる。
- 5 特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

( 会長及び副会長 )

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

( 部 会 )

第 5 条 審議会に専門的事項を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

( 規則への委任 )

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次の条例は、廃止する。

(1) 北海道商工業振興対策委員会条例 ( 昭和 2 8 年北海道条例第 9 号 )

(2) 北海道合理化金融審査委員会条例 ( 昭和 2 8 年北海道条例第 1 0 号 )

附 則 ( 昭和 4 7 年 4 月 3 日条例第 1 3 号 )

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 1 0 年 7 月 1 日条例第 3 3 号 )

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 2 1 年 3 月 3 1 日条例第 1 5 号 )

この条例は、公布の日から施行する。

# 北海道商工業振興審議会条例施行規則

(昭和38年規則第131号)

最終改正 昭和47年4月1日

## (趣旨)

第1条 この規則は、北海道商工業振興審議会条例(昭和37年北海道条例第28号)第6条の規定に基づき、北海道商工業振興審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (会議の招集)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

## (会長及び副会長に事故があるときの代理)

第3条 会長及び副会長共に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する。

## (表決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (部会)

第5条 部会は、専門的事項の調査審議のため審議会が必要と認めたとき、そのつど置く。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会は、会長の指名する委員及び特別委員をもって組織する。

( 部会長 )

第 6 条 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

4 第 2 条及び第 4 条の規定は、部会の会議について準用する。

この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

5 部会長は、付議事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

( 会長への委任 )

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

附 則 ( 昭和 4 7 年 4 月 1 日規則第 2 2 号 )

この規則は、公布の日から施行する。